

知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領

平成 25 年 4 月 1 日
知床五湖の利用のあり方協議会

1. はじめに

知床五湖の利用のあり方協議会では、知床国立公園知床五湖利用調整地区のヒグマ活動期¹に知床五湖地上遊歩道にて利用者を引率することのできる「知床五湖登録引率者」の平成26年度以降の新規登録に向けた養成を希望する者を募集します。今回募集する新規養成希望者は、所定の養成研修カリキュラム²修了後に最長3カ年の登録試験の受験資格を得ることができ、最短で平成26年春から知床五湖登録引率者としてヒグマ活動期の知床五湖地上遊歩道の引率が行えるようになります。

1 「ヒグマ活動期」…別添参考1「知床五湖利用調整地区利用適正化計画」参照。知床五湖においてヒグマの活動が活発な時期であり、地上遊歩道の立入に際し知床五湖登録引率者の同行が義務づけられる期間。平成25年度は5月10日から7月31日。平成26年度以降の期間については知床五湖の利用のあり方協議会で協議の予定。

2 養成研修カリキュラム…本要領4及び別紙2「養成研修カリキュラム一覧」及び添付別紙3「養成研修日程」参照。

2. 募集人数 10名

書面・面接において募集要件を確認します。

4月17日と5月1日の2回の応募締切日を設定し、第1次締切日の4月17日に募集予定人数を超えた場合には募集を停止します。なお、応募者が募集人数を超えた場合、募集要件の確認後抽選とします。

なお、面接及び初回オリエンテーション・研修Aは同日で行います。4月23日～25日、5月7日～9日で日程調整しますので応募用紙に面接希望日を記入してください。

3. 研修費用 10,000円(見込み) なお登録試験の際には試験料3,000円/回が必要です。

4. 知床五湖登録引率者の役割について

知床五湖地区の地上遊歩道では、平成23年5月10日から自然公園法の利用調整地区制度が導入されています。この制度は、制度期間中、遊歩道への立入前に、立入認定申請を行い、立入認定証の交付を受けるとともに、利用ルール等の事前レクチャーを受けることが義務づけられた制度です。

この制度の中で、知床五湖登録引率者は、知床五湖におけるヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖利用のあり方協議会が養成し、釧路自然環境事務所長が登録した者であり、ヒグマ活動期において、唯一「代表者立入認定申請」³をできる者とされています。

そのため、知床五湖登録引率者は、ヒグマ活動期の地上遊歩道を利用希望する者からの

依頼を受け、地上遊歩道の利用者を代表し立入認定申請の手続きを行い、利用者を引率する役割を担います。各引率者による団体の立入スケジュールは専用ウェブ⁴による予約システムにて事前確定したスケジュールを優先します。知床五湖登録引率者は、予約システム上で利用機会を提供する主体になります。

知床五湖登録引率者は、ヒグマ活動期の地上遊歩道にて、ヒグマと遭遇しないよう遭遇回避の行動をとりながら引率し、万一遭遇した場合にも、同行者の安全を確保する役割・責務を担います。そのため、危機管理対応への備えをするとともに、ヒグマ活動期シーズン前・中・後に制度運営者の主催する研修に参加し、制度や技術の確認を行い、他の引率者とヒグマ遭遇のケーススタディ研修などを通じて情報共有や自己研鑽を図らねばなりません。

また、知床五湖登録引率者の登録については、毎年秋に更新試験を受けなければなりません。

なお、知床五湖利用調整地区制度は、毎年のモニタリング結果を元に、毎年、利用適正化計画の見直しを行うこととしています。ヒグマ活動期の運用については、知床五湖登録引率者審査部会⁵において主たる議論が行われます。この部会へは知床五湖登録引率者から3名の代表者が出席し、知床五湖利用調整地区制度の順応的管理に協力しています。

3 代表者立入認定申請...代表者立入認定申請は、申請者が他の同行者の立入認定も合わせて申請を行う申請の方法です。知床五湖登録引率者は、ヒグマ活動期に最大10名までの同行者を引率し地上遊歩道に立ち入ることができます。

4 専用ウェブ...<http://www.goko.go.jp/>

5 知床五湖登録引率者審査部会...知床五湖利用調整地区制度の内容は、関係行政・団体により組織された知床五湖の利用のあり方協議会にて合意形成がされ決定されます。知床五湖登録引率者審査部会は、あり方協議会の部会の位置づけで、主にヒグマ活動期の運用について協議する場です。（別添参考2 知床五湖の利用のあり方協議会設置要領及び別添参考3 知床五湖登録引率者審査部会設置要領参照。）

4．新規養成カリキュラム

知床五湖登録引率者は次の知識・技術を身につけていなければなりません。

知床五湖の地理を熟知していること。

知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること。

知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること。

知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に待避できること。

知床五湖で同行者を引率する際の危機管理に関する知識を有していること。

引率者として最大10名の同行者の統率をとり行動できること。

これらの知識・技術を身につけるため、別添資料3「養成研修カリキュラム一覧」の研修・インターン等を実施します。日程については別添資料4「養成研修日程」のとおりになっています。

5．新規養成者の応募条件

平成26年の引率開始時に成人になっていること。

知床五湖登録引率者は、知床五湖利用調整地区制度のヒグマ活動期において唯一代表者立入認定の申請をできる者である。代表者立入認定の手続きを行える者は成人でなければなりません。

知床五湖利用調整地区制度の趣旨・目的に賛同し、登録引率者資格の取得を希望する者
知床五湖利用調整地区制度（ヒグマ活動期）は、これまでヒグマとの遭遇・事故を避けるために閉鎖してきた時期・場所に、利用のルールを守り、その対処法を有する者として利用者を引率し、知床らしい自然を楽しむための機会を創出するための制度です。知床五湖登録引率者は、同行者に利用ルールの遵守をさせる義務があり、また、予約システムに掲載され、知床五湖地上遊歩道の利用体験を提供する主体となり、最大10名の利用者を引率する者となります。

知床五湖の利用のあり方協議会が主催する養成研修を全て受けることができる者
ヒグマとの遭遇・事故を避けるための技術・知識を積むための養成カリキュラム（別紙2、日程は別紙3）を全て受講し実施しなければ登録試験の受験資格が得られません。研修費用は10,000円（見込み）です。

知床五湖の利用のあり方協議会知床五湖登録引率者審査部会における構成員となる引率者代表（3名）の選出に参加し、選出された者に対し意見等の委任をできる者
順応的に制度の改良を行っていくために、「登録引率者審査部会」において、多くの関係者の代表に加え、引率者からの選出による3名の代表が部会構成員として参加することとしています。新たに登録される知床五湖登録引率者もこの部会構成員の選出に参加することができます。

知床エコツアーリズムガイドラインの遵守・協力ができる者。

知床五湖において引率を行う者は、知床を代表するエコツアーガイドです。知床エコツアーリズムガイドライン（別添参考4）を遵守し、これに協力してください。

平成26年の引率開始時まで、事故発生時の責任対応のために、1事故について3億円以上（アクティビティの性質により3億円以上の契約が不可能な場合はその最高額）の賠償責任保険に加入できること。

責任対応を個人で負うことは難しく、賠償責任保険への加入が必要です。個人の日常生活賠償責任保険においては引率活動での請求は対応外となります。有償ガイドの場合、事業等を行い保険会社により認められる団体であれば総合賠償責任保険に加入できます。無償ガイドの場合、所属するボランティア団体が社協の登録団体である場合、ボランティア保険に加入することができます。保険が受けられる団体・組織に所属する必要があります。

6. 応募手続

(1) 応募書類の作成及び提出方法

別紙1の応募用紙に所定の事項を記入し、下記宛先に郵送または持参する。

(2) 受付期間

第1次受付

平成25年4月 2日(火)から

平成25年4月17日(水)まで(当日着分までを第1次受付として扱います。)

第2次受付

平成25年4月18日(木)から

平成25年5月 1日(水)まで(当日必着)

第1次受付の締切日時点で、募集予定人数を超えた場合には募集を停止します。なお、応募者が募集人数を超えた場合、募集要件の確認後抽選とします。

問い合わせ先及び応募書類提出先

問い合わせ先：環境省ウトロ自然保護官事務所

担当：野川裕史 上席自然保護官

TEL：0152-24-2297(平日8:30~12:00,13:00~17:15)

FAX：0152-24-3646

応募書類提出先：

〒099-4354 斜里郡斜里町ウトロ西 186-10

知床世界遺産センター内

環境省ウトロ自然保護官事務所